

期

号

38

島

発行者 広 広 島 県 総 務 部 総務管理局文書法制室 発行所 購読料 月額 2,700円

定

第

Ξ	遊技機の型式の検定の告示ニ
	公安委員会告示
: : : :	土地改良事業の工事の完了(")
Ξ	換地処分 (市町村) (福山地域事務所)
Ξ	換地処分 (市町村)(広島地域事務所)
Ξ	開発行為に関する工事の完了(建築指導室)
Ξ	市町村都市計画の変更に係る図書の写し (二件)(都市企画室)
: : :	特定非営利活動法人の定款変更認証申請(文化・県民協働室)
	公告
: : :	道路の供用開始 (道路河川管理室)
	狂犬病予防技術員の指定(食品衞生室)
	告 示
	(以上県法規登載)
	則 (青少年・地域安全室)
	広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規
<u>:</u>	する規則(行政管理室)
	き市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正
	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づ
	規則
	目 次

公 布 さ れた 規 則 の あ らまし

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を 定める規則の 部を改正する規則 (規則第五十二号) (行政管理室)

改正の要旨

部改正に伴い、 持修繕の対象となる道路を追加するなど必要な改正を行った。 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 (以下「特例条例」という。) のー 特例条例第二条の表第十一号の三の規定により市町が処理する県道の維

二 施行期日 平成十八年六月一日

地域安全室) 広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第五十三号) (青少年・

改正の要旨

室又は他から見通すことが困難な区画を設けているまんが喫茶及びインターネットカフェ 広島県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、 深夜興行場等への立入制限の対象に個

施行期日

を追加した。

平成十八年七月一日

規

則

める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定

平成十八年五月二十五日

平成18年5月25日(木曜日)

広島県告示第五百三十七号の訂正 平成十八年五月一日付け広島県報

(定期) 第三十三号中

(漁業調整室)

. 四

広島県規則第五十二号

広島県知事

藤 田

雄

Щ

の範囲を定める規則の一部を改正する規則 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定

正する。

める規則 (平成十二年広島県規則第十号) の一部を次のように改正する。

第二条の表の第四号を次のように改める。 四

第四条第一項の表を次のように改める。

	大崎上島町	大竹湯来線、大竹美和線(弥栄大橋を除く。)、乙瀬小方線(乙瀬橋を除く。)、玖波停車場線、大竹停車場線、栗谷大野線、栗谷河津原線、 田田線、原田吉田線、古屋吉田線、吉田口停車場線、上入江吉田線、 居田線、原田吉田線、古屋吉田線、志和口向原線、羽出庭向原線、 B南高宮線、三次江津線、下北甲田線、吉田口停車場線、上入江吉田線、 B田井美江田島線、江田島大柿線、大君深江線、石風呂切串線、鷲部小用線、秋月飛渡瀬線、深江柿浦線 中田作木線、瀬野呉線、津江八本松線 東広島向原線、 東広島向原線、 東広島向原線、 東で島向原線、 東で島の原線、 東で島の原線、 東が湯来線、大竹湯来線、大竹美和線(弥栄大橋を除く。)、乙瀬小方線(乙瀬橋を除く。)、乙瀬小方線(乙瀬橋を除く。)、乙瀬小方線(乙瀬橋を除く。)、乙瀬小方線(乙瀬橋を除く。)、乙瀬小方線(乙瀬橋を除く。)、 大崎上島循環線、大西大西港線、大田木ノ江線
1	三次市	艮熠 1号混二
	市町名	日名停車場。 脚場。 日名停車場線、

附 則

この規則は、 平成十八年六月一日から施行する。

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤 田

雄

Ш

広島県規則第五十三号

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

広島県青少年健全育成条例施行規則 (平成四年広島県規則第八号) の一部を次のように改

難な区画において客に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用をさせる|定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。 第四条第一項中「歌唱させる営業を営む者」の下に「及び個室又は他から見通すことが困

営業を営む者」を加える。 附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

示

広島県告示第五百七十五号

技術員として、次の者を指定した。 狂犬病予防法 (昭和二十五年法律第二百四十七号) 第六条第二項の規定による狂犬病予防

平成十八年五月二十五日

指定番 号

第百十四号

岡氏 名

田

住

広島県知事 藤 田 雄

Щ

章 Ξ 三原市本郷町本郷一〇六六番地一五

広島県告示第五百七十六号

を開始する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定によって、 次の道路の供用

設局において、平成十八年六月八日までの間、 その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建 縦覧に供する。

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤

田 雄

Щ

二号国道四三	路線名
東広島市河内町上河内字虚空崎一四五番一地先まで東広島市河内町上河内字真城山一八二番地先から	供用開始の区間
五日 平成一八年五月二	供用開始の期日

公

告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定によって、次の特

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

|動法人の名称 |特定非営利活 名代表者の氏 藤本 徳樹 一二三番地 千田町千田四 上二二番山市 の所在地 この法人は、企業・地域 この法人は、企業・地域 では、アラックの知識、経営から技術 では、アラックの知識、経営がら技術 では、経営から技術 では、経営から技術 では、経営から技術 では、経営が抱えてい では、経営がら技術 では、の利益の増進 と、経営がら技術 定款に記載された目的 事活特業動定 内容 定款変更の 追加 係営 る利 五平 月成 申請年月日 一一 六八 日年 広 事業主体

部都市事業局都市企画室において縦覧に供する 第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市 変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、 第一項の規定によって、尾道市から備後圏都市計画ごみ処理場四十一号向島町ごみ処理場の 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条 同法第二十一条

-成十八年五月二十五日

広島県知事 藤 田

雄

Ш

第 第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室にお 項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法 いて縦覧に供する。 都市計画法 項の規定によって、尾道市から備後圏都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条 <u>号</u> 福山市土地改良区

平成十八年五月二十五日

広島県知事 藤 田

雄

Ш

開発行為に関

する工事の完了について、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定によって、 次のとおり公告する。

·成十八年五月二十五日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島県知事 藤 田 雄

Ш

開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市向島町字土井ノ下七六六六番、

七六六七番、七六六六番地先道路

尾道市向島町七四九一番地一

土本

昇

の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、 次のとおり換地処分をした旨 平成十八年五月二十五日 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 届出があっ た 第九十六条

広島県広島地域事務所長

Щ

本

敏

昭

地区名 事 業 名 換 地 処分年 月日

市 三田東 区画整理事業 平 成 一八・五・一六

島

の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、 次のとおり換地処分をした旨 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 届出があっ た 第九十六条

平成十八年五月二十五日

主 体 事 業 広島県福山地域事務所長 地処分年月日

旗

手

清

文

神石高原 業 町 飯 Щ 区画

地区名 |整理事業 名 平成一八・五・一 換

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、 第百十三条の二第一項の規定によって、 届出があった。 土地改良法 昭和二十四年法律第百九十五

平成十八年五月二十五日

業 主 体 地区名

土 壁 区画整理事業 業

名 平 成 完 了 八・

広島県福山地域事務所長 年 月 旗 \Box

手

清

文

四:二八

へ 委 示

広島県公安委員会告示第39号

Ü 則第4号。以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの 次の遊技機は, 規則第9条第1項の規定により告示する 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		, ,		
五	五	五	ページ		6S0034	検番 足号		+ 77, 1
下	上	上	段	義 年 務加	他による。	検定(期間		φ # •
二後 四から	三後ろから	――後ろから	行	入 月 一 事 日	告示の日 (平成18年 5月25日) から3年間	の有効		半规18年 5 月25日
ら 花 高	吉川	5 "		一上 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	回胴式遊技 機	遊技機の 種類		
正 徳	春峰	"	誤	う指定漁船	カク ゲギャウ クイヤン	型式名		
		三-二七		問書の縦瞥	株式会社エレコ 代表取締役 福田 貞夫 (東京都江東区有明三丁 目1番地25)	申請者	広島県公安委員会 委員長 宮	
岡崎	吉川	"		農林水産部農水産振興局漁業調整室長(漁船保険義務加入事前届出に伴う指定漁船調書の縦覧)の一部を次のように訂正する。平成十八年五月一日付け広島県報(定期)第三十三号に登載の広島県告示第五百三十七号に登載の広島県告示第五百三十七号に登載の広島県告示第五百三十七号に登載の広島県告示第五百三十七号に登載の広島県告示第五百三十七号に登載の広島県告示第五百三十七号に登載の広島県告示第五百三十七号に登載の広島県		名 (住所)		
康 則	峰	=	正		左 回	製造業	会	
		三-二-二七		漁 覧 第		者 谷	巡	
		七		整室長 三十七日		(住所)	ж	
				与				